

令和元年度 第2回 環境保全基準部会

日 時 令和2年1月17日（金） 午後3時～午後4時30分

場 所 京都市役所分庁舎4階 第4会議室

（京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地）

出席者 大久保部会長，上田委員，笠原委員，桜井委員

※欠席者 千葉委員

配布資料 資料1 「京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（仮称）」骨子案に関する
市民意見募集の結果について

資料2 「京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（仮称）」答申案

参考資料1 「京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（仮称）」市民意見募集
パンフレット

参考資料2 令和元年度第1回環境保全基準部会 摘録

1 開会

（1）開会挨拶

中村環境技術担当部長

（2）部会の成立

部会委員5名中4名の出席で、定足数（過半数）を満たしていることを確認。

2 議題

「京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（仮称）」の答申案について

- ・事務局から資料1，資料2に基づき説明し，以下のとおり御議論いただいた。

（大久保部会長）

前回の部会では，パブリックコメントを実施する際には分かりやすい資料を用いていただきたいとお願いしたところだが，見やすい資料を作成いただき，61名115件の大変活発な御意見をいただきました。

全体としては，条例の制定そのものについては賛同いただけるものがほとんどで，対象面積や罰則など具体的な内容について，多くの意見をいただいたとの説明であった。パブリックコメントの結果と答申案については密接に関係していることから，どちらの内容でもよいので意見はあるか。

（笠原委員）

パブリックコメントの「第3章 条例の骨子案（3ページ）」では用語の定義を掲載しているが，答申案では記載していないのはなぜか疑問に思ったが個別に事務局に確認したところ，条例には当然に規定する項目であるため，答申案には記載していないとのことであった。

全体的に，条例の必要性が意見として述べられている印象である。昨年の災害に対する土砂の事案もあり，市民の関心の高さの裏返しととれる。条例の重要性が確認される一方，京都市としての独自性を出してほしいとの意見も所々にあった。京都府よりも厳しくしてほしい，という抑止性の意味かと思うが，市の意見としてもきち

んと回答されており、これらの意見を答申案に盛り込むことはできていると思う。

(大久保部会長)

用語の定義については、骨子案に記載のあるような文言が条例では盛り込まれる。

京都市の独自性については、もう少し厳しくとの意見があり、その内容は主に規模要件と罰則であった。罰則については、地方自治法上、100万円が上限となっており、本条例ではこの最高額としている。

規模要件であるが、前回の議論でも広域的な土砂への対応については、京都府と連携して行うことが必要という観点、それ以外のものについても独自に勧告制度を設けている、ということから、規模要件自体については京都府とそろえることでよいのではないかと、というのが前回の議論の結果であった。

パブリックコメントを受けて何か修正する必要があるれば御意見を。

(桜井委員)

パブリックコメントの結果は、京都市の考え方を含め公開されるのか。年齢層を御回答いただいているのは、特別な理由があるのか。多様な意見を求めるというパブリックコメントの目的は達成されたと考えているか。

(事務局)

先日開催された市会の文化環境委員会でも本件の報告、公開をしており、配布資料と同じ内容でホームページに公開する。

土砂に対する問題に年齢による差はないかと思うが、どのような年代の方が土砂に対する問題に関心を持っているのかを知る一助として、参考として御回答いただいた。

結果として61件115件という多様な意見をいただけたと考えている。

(大久保部会長)

条例の制定や規制の強化、効率性に関する事項など、色々な観点からの意見は得られたと思う。

(上田委員)

資料1の4ページ(1)2つ目に、具体例として大岩山の問題に対する御意見があるが、これに対する京都市の考え方は。

(事務局)

現在、宅地造成規制法に基づき指導している案件であり、違法なことを相手が隠蔽したことで規模の拡大の確知が遅れたことに端を発している。その点については反省点として、今後、早期の確知に努めるよう、すでに対策を講じているところであり、既存の法令も駆使しながら本条例も活用し柔軟に対応していく。

(大久保部会長)

大岩山の違法造成の面積はどれくらいであったか。

(事務局)

現状、2ヘクタール程度である。

(大久保部会長)

京都市の考え方については、かなり丁寧に記載していただいているかと思うが、答申に反映すべき内容について意見はあるか。

(桜井委員)

資料1の5ページ(4)の京都市の考え方において、「説明会や工事の周知ビラの配布」とある。住民への周知の方法は様々なパターンがあるかと思うが、実際にはどのようにされるのか。

(事務局)

住民への周知については、具体的な方法までは条例で制限していない。当然、できるだけ丁寧にされることが望ましいものの、住宅地であったり、山間部であったりなど立地条件によっても望ましい方法が異なるため、一律には基準を設けず、個別に対応することとなる。

(桜井委員)

資料1の3ページ(5)の京都市の考え方において、「重点的にパトロールし」とあるが、市内全域をくまなくパトロールするのは難しいと思う。実際のパトロールの頻度はどれくらいか。

(事務局)

無許可の違法造成や、不法投棄に対して、場所によっては頻繁に、そうでない場所も月2回程度のパトロールを実施している。また、違法行為は目の届きにくい、目立ちにくい場所で行われることもあり、年に4回、ヘリコプターによる上空からのスカイパトロールも実施している。

(桜井委員)

違法はないに越したことはないが、違法の抑制に繋げるためにも、京都市が実際に行っている取組みを記載してはどうかと感じた。

(大久保部会長)

京都府との連携については、条例で定めなくても当然に連携するものかと思うが、京都市の責務として、府との連携を別に盛り込んだりするのか。

(事務局)

本条例では適用範囲が京都市域のみであり、また、京都府の条例では京都市域を除くとされている。適用範囲が明確であることもあり、条例に京都府との連携について記載する予定はないが、運用上は当然に情報共有等連携を図っていく。

(大久保部会長)

答申案についても、文言等意見があれば。

(笠原委員)

意見が多い項目については、その一部が要点として記載されている。この要点の抽出は京都市が行っているため、応募者の考える要点とは異なるかもしれない。また、ここで選ばれていないコメントについては、どのように取扱われているのか。

資料１の８ページ目、５その他(1)の意見として、「知らせ方や意見の提出方法が不親切である」との意見があるが、今後の意見募集に当たり京都市はどのように捉えたか。

(事務局)

１１５件と大変多くの意見をいただいたこともあり要点をわかりやすくまとめさせていただいた。貴重な御意見であるため、同様の趣旨の御意見であった場合でも、少しでも意見のニュアンスが異なっているものは記載させていただいた。

意見の提出方法については、京都市としても多様な意見をできる限り頂戴したいとの考えであるため、郵送、FAX、ホームページでの提出など様々な方法を用いたが、実際の意見として、インターネットを使えない方が郵送で意見を提出する際、記載する宛先が長く書くのが大変であった、などの御意見もあった。今後、意見の中で活かせることは活かしていきたい。

(笠原委員)

答申案に「７ 経過措置」が設けられているが、本条例で経過措置の対象となるのはどのような場合か。

(事務局)

本条例は本年６月１日からの施行を目指しており、施行日までに既に埋立てに着工している場合であっても、施行日後、新たに許可を得ていただく必要がある。

ただし、申請書類を準備する期間として２箇月程度の猶予期間を設ける予定である。申請期間の猶予のみの規定であり、許可の基準に変わりはない。

(大久保部会長)

対象面積を３,０００㎡以上とするという点については多くの意見があったが、答申案を変更する必要があるか。前回の部会での議論のままでよいか。

<異議なし>

(大久保部会長)

では、京都府と統一的な規制を図る必要がある点、また、３,０００㎡未満の埋立てについては既存の法令や勧告などを用いることで不適正な埋立てが行われないよう対応するという点で、答申案では対象面積は３,０００㎡以上とさせていただく。

(桜井委員)

パブリックコメントの応募者６１名について、内容が使いまわしされている意見などはあったか。

(事務局)

内容が使いまわしされているなど、定型的な回答はなかった。

(桜井委員)

ちなみに意見応募された方法で、郵送やFAXなどの内訳はどうであったか。

(事務局)

応募方法別に取りまとめはしていないため、確認後、改めて報告させていただく。

(桜井委員)

本条例の規制内容からして、中心部よりも周辺部の住民の方により関わってくる内容かと思う。仮に若者よりも年配の方の関心が高ければ、インターネットよりも郵送などの方が効率的になるかもしれないなど、応募方法を解析することで、今後の参考になるかもしれない。

(大久保部会長)

今回の意見募集結果では、比較的丁寧に市の考え方を示していただいていると思う。

(上田委員)

住民からの意見が多いと思うが、パブリックコメントの趣旨として、業者からの意見もあるということは住民も知っておく必要はある。業者からの意見は反映し難い部分もあると思うが、今回、業者からの意見はあったか。

(大久保部会長)

資料1の4ページ(2)に、既存法令との関係性の整理を求める声や、規制の手法や罰則が憲法などに違反するのではないか、という意見に関連しているかと思う。

(事務局)

パブリックコメントの実施に当たっては、建設関係や廃棄物関係の団体に直接説明に伺い冊子を配布させていただき、団体を通じて傘下会員の皆様にも御周知いただいた。

大久保部会長の御指摘の内容や、6ページ(6)建設発生土に関する項目の一部に、業者からの意見と思われる内容があった。

(大久保部会長)

それでは、大枠はこれでよいか。

他に意見がなければこれで審議を終了させていただく。

3 閉会